

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和 39 年京都府規則第 25 号）の一部改正（第 1 条関係）新旧対照表

現 行	改正	備 考
(提出部数等) 第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数を<u>申請地に係る土地</u>を所管する京都府土木事務所の<u>長に</u> 提出しなければならない。 (1) 許可申請書、協議書、変更許可申請書及び変更協議書 次に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該区分</u>に定める部数 ア <u>市街化区域内における宅地造成等に関する工事に係る土地の面積が 1 ヘクタール未満の</u> 場合 正本 1 部及びその写し 3 部並びに副本 1 部 イ アに掲げる場合以外の場合 正本 1 部及びその写し 4 部並びに副本 1 部 (2) 届出書<u>その他の</u>書類 正本 1 部及び<u>その写し</u> 1 部 <u>(新設)</u> <u>(3) 第 13 条の</u>申請書 2 部 (申請書の添付書類) 第 2 条 <u>省令第 7 条第 1 項第 10 号に規定する同意を得たことを証する</u>書類の様式は、別記第 1 号様式とする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 2 省令第 7 条第 1 項第 12 号<u>に規定する</u>規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。	(提出部数等) 第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数を、<u>宅地造成等工事規制区域に係るものにあつては当該宅地造成等工事規制区域</u>を所管する京都府土木事務所の<u>長に、特定盛土等規制区域に係るものにあつては当該特定盛土等規制区域を所管する京都府広域振興局の長に、それぞれ</u>提出しなければならない。 (1) 許可申請書、協議書、変更許可申請書及び変更協議書 次に掲げる場合の区分に応じ、<u>それぞれ</u>に定める部数 ア <u>京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則（昭和 31 年京都府規則第 7 号）その他の規則の規定に基づき、京都府土木事務所又は京都府広域振興局の長が許可申請書、協議書、変更許可申請書及び変更協議書の許可等に係る知事の権限に属する事務の委任を受けている場合</u> 正本 1 部及びその写し 3 部並びに副本 1 部 イ アに掲げる場合以外の場合 正本 1 部及びその写し 4 部並びに副本 1 部 (2) 届出書<u>並びに前号、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類以外の</u>書類 正本 1 部及び<u>副本</u> 1 部 <u>(3) 完了検査申請書、中間検査申請書、一部完了検査申請書及び一部確認申請書</u> 1 部 <u>(4) 第 14 条に規定する</u>申請書 2 部 (申請書の添付書類) 第 2 条 <u>次に掲げる</u>書類の様式は、別記第 1 号様式とする。 <u>(1) 省令第 7 条第 1 項第 10 号又は第 2 項第 8 号に掲げる書類</u> <u>(2) 省令第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号（それぞれ前号に規定する規定に係る部分に限る。）に掲げる書類</u> 2 省令第 7 条第 1 項第 12 号及び第 2 項第 10 号並びに第 63 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号<u>に掲げる</u>規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。	対応業務所管の変更に伴う提出先の追加等規定整備 土石の堆積に係る工事及び特盛区域内での工事に係る規定を追加

<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 2 知事は、前項の協議が成立したときは、その協議の成立の通知を、同項に規定する協議書の副本の協議成立通知欄に所要の記載をしたものによつて行うものとする。 (工事着手の届出) 第5条 工事主は、法第12条第1項_____の許可を受けた工事（法第15条第1項_____の規定により協議が成立した工事を含む。）に着手しようとするときは、工事着手届（<u>別記第4号様式</u>）を知事に提出しなければならない。 (変更の許可の申請) 第6条 <u>法第16条第1項</u>_____の規定により変更の許可を受けようとする者は、省令第37条_____に定める <u>申請書及び書類</u>に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 (変更の届出) 第7条 法第16条第2項_____の規定により軽微な変更を届け出ようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届（<u>別記第5号様式</u>）を知事に提出しなければならない。 2 工事主（現場管理者の変更については、工事主又は工事施行者）は、法第12条第1項の許可（法第16条第1項の規定による変更の許可を含む。）_____を受けた工事（法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）_____の規定により協議が成立した工事を含む。以下「許可工事」という。）の完了前に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、それぞれ当該各号に定める様式により、速やかに知事に届け出なければならない。	<u>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記第6号様式）</u> <u>(2) 土石の堆積に関する工事 土石の堆積に関する工事の協議書（別記第7号様式）</u> 2 知事は、前項の協議が成立したときは、その協議の成立の通知を、同項に規定する協議書の副本の協議成立通知欄に所要の記載をしたものによつて行うものとする。 (工事着手の届出) 第5条 工事主は、法第12条第1項<u>又は第30条第1項</u>の許可を受けた工事（法第15条第1項<u>又は第34条第1項</u>の規定により協議が成立した工事を含む。）に着手しようとするときは、工事着手届（<u>別記第8号様式</u>）を知事に提出しなければならない。 (変更の許可の申請) 第6条 <u>法第16条第1項又は第35条第1項</u>の規定により変更の許可を受けようとする者は、省令第37条<u>又は第67条に規定する申請書</u>に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 (変更の届出) 第7条 法第16条第2項<u>又は第35条第2項</u>の規定により軽微な変更を届け出ようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届（<u>別記第9号様式</u>）を知事に提出しなければならない。 2 工事主（現場管理者の変更については、工事主又は工事施行者）は、法第12条第1項の許可（法第16条第1項の規定による変更の許可を含む。）<u>又は第30条第1項の許可（法第35条第1項の規定による変更の許可を含む。）</u>を受けた工事（法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）<u>又は第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定により協議が成立した工事を含む。以下「許可工事」という。）の完了前に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、それぞれ当該各号に定める様式により、速やかに知事に届け出なければならない。	特盛区域に係る規定を追加 特盛区域に係る規定を追加 特盛区域に係る規定を追加
---	---	---

(1) 現場管理者の住所、氏名又は連絡場所を変更したとき。 <u>別記第 6 号様式</u> (2) 許可工事を中止し、若しくは再開し、又は許可工事の全部若しくは一部を廃止しようとするとき。 <u>別記第 7 号様式</u> (変更の協議) 第 8 条 法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項 <u>の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等に関する工事について知事に変更の協議をしようとするときは、宅地造成に関する工事の変更協議書(別記第 8 号様式) に省令第 7 条第 1 項 (第 12 号を除く。)</u> <u>に定める</u>書類及び第 2 条第 2 項第 3 号に掲げる書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 2 知事は、前項の協議が成立したときは、その協議の成立の通知を、同項に規定する変更協議書の副本の協議成立通知欄に所要の記載をしたものによつて行うものとする。 <u>(新設)</u>	(1) 現場管理者の住所、氏名又は連絡場所を変更したとき。 <u>現場管理者変更届(別記第 10 号様式)</u> (2) 許可工事を中止し、若しくは再開し、又は許可工事の全部若しくは一部を廃止しようとするとき。 <u>許可工事の中止・再開・廃止届(別記第 11 号様式)</u> (変更の協議) 第 8 条 法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項 <u>又は法第 35 条第 3 項において準用する法第 34 条第 1 項</u>の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等に関する工事について知事に変更の協議をしようとするときは、<u>次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる書類に省令第 7 条第 1 項各号 (第 12 号を除く。)</u>若しくは第 2 項各号 (第 10 号を除く。)又は第 63 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 1 号に掲げる書類及び第 2 条第 2 項第 3 号に掲げる書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 <u>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(別記第 12 号様式)</u> <u>(2) 土石の堆積に関する工事 土石の堆積に関する工事の変更協議書(別記第 13 号様式)</u> 2 知事は、前項の協議が成立したときは、その協議の成立の通知を、同項に規定する変更協議書の副本の協議成立通知欄に所要の記載をしたものによつて行うものとする。 <u>(定期の報告)</u> 第 9 条 <u>法第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める報告書を知事に提出しなければならない。</u> <u>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(別記第 14 号様式)</u> <u>(2) 土石の堆積に関する工事 土石の堆積に関する工事の定期報告書(別記第 15 号様式)</u>	特盛区域に係る規定を追加 法改正に伴う 手続追加による改正
--	--	---

(工事等の届出) <u>第9条</u> 法第21条第1項、<u>第3項及び第4項</u> _____の規定により工事等について届け出ようとする者は、それぞれ省令<u>第52条各項</u>、第55条<u>又は第56条</u> _____に定める届出書<u>又は書類</u>に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 (技術的基準の付加) <u>第10条</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第2項 _____の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。 (1) 令第12条 _____の規定により擁壁の裏面に設けなければならない透水層は、その裏面の全面に別表左欄に掲げる擁壁の高さに応じ同表右欄に掲げる厚さのものとすること。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であつて軟岩（風化の著しいものを除く。）以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合においては、この限りでない。 (2) 谷筋等の傾斜地において、著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合においては、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰えん堤、コンクリート堰えん堤、枠等を集水暗渠きよとともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。 (3) 排水施設の管渠きよの断面積を決定する場合における計画流出量の算定は、次に掲げる数値を用いて行うこと。 ア 10分間降雨量 20ミリメートル イ 流出係数 0.8以上	(工事等の届出) <u>第10条</u> 法第21条第1項、<u>第3項若しくは第4項又は第40条第1項、第3項若しくは第4項</u>の規定により工事等について届け出ようとする者は、それぞれ省令<u>第52条</u>、第55条、<u>第56条、第82条、第85条又は第86条</u>に規定する届出書 _____に、知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 (技術的基準の付加) <u>第11条</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第2項 <u>(令第30条において準用する場合を含む。)</u>の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。 (1) 令第12条 <u>(令第30条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により擁壁の裏面に設けなければならない透水層は、その裏面の全面に別表左欄に掲げる擁壁の高さに応じ同表右欄に掲げる厚さのものとすること。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であつて軟岩（風化の著しいものを除く。）以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合においては、この限りでない。 (2) 谷筋等の傾斜地において、著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合においては、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰えん堤、コンクリート堰えん堤、枠等を集水暗渠きよとともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。 (3) 排水施設の管渠きよの断面積を決定する場合における計画流出量の算定は、次に掲げる数値を用いて行うこと。 ア 10分間降雨量 20ミリメートル イ 流出係数 0.8以上	特盛区域に係る規定を追加 特盛区域に係る規定を追加
--	---	---

別表

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
2メートル以下	20センチメートル	35センチメートル
2メートルをこえ3メートル以下	25センチメートル	40センチメートル
3メートルをこえ4メートル以下	25センチメートル	45センチメートル
4メートルをこえ5メートル以下	30センチメートル	50センチメートル
5メートルをこえるもの	30センチメートル	50センチメートルに、擁壁の高さ5メートルを1メートル以下を増すごとに10センチメートルを加える。

(技術的基準の特例) <u>第11条</u> 令第20条第1項 _____ の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地においては、次の各号のいずれかに該当する工法をもつて、<u>法第13条第1項</u> _____ の擁壁の設置に代えることができる。 (1) 間知石空積み工その他の空積み工 (2) 積苗工 (3) その他知事が適当と認めた工法 (工事の一部完了検査) <u>第12条</u> 知事は、許可工事の一部が完了し、その完了した工事が、次の各号のいずれかに該当する場合において工事主が、宅地造成等工事の一部完了検査申請書(別記第9号様式)を提出したときは、当該工事の一部についての工事の完了検査(以下「一部完了検査」という。)を行うことができる。 (1) 当該工事に<u>係る土地</u>の一部完了検査を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地のそれぞれが独立して安全に使用し得るとき。 (2) <u>一部完了検査</u>を受けようとする<u>土地が</u>、他の土地の災害防止に支障がないと認められるとき。 (3) その他知事が支障がないと認めるとき。 <u>2</u> 知事は、<u>前項の規定により一部完了検査を行い支障がないと認めるときは、宅地造成等に関する工事の一部検査済証(別記第10号様式)を交付する。</u> <u>(新設)</u>	(技術的基準の特例) <u>第12条</u> 令第20条第1項 <u>(令第30条第1項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地においては、次の各号のいずれかに該当する工法をもつて、<u>令第8条(令第30条第1項において準用する場合を含む。)</u> の擁壁の設置に代えることができる。 (1) 間知石空積み工その他の空積み工 (2) 積苗工 (3) その他知事が適当と認めた工法 <u>(削る。)</u> <u>(工事の一部完了検査等)</u> <u>第13条</u> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第12条第1項の許可(法第16条第1項の規定による変更の許可を含む。以下この条において同じ。)又は法第30条第1項の許可(法第35条第1項の規定による変更の許可を含む。以下この条において同じ。)を受けた者は、これらの許可に係る工事の一部が完了した場合において、その部分の工事が次の各号のいずれかに該当するときは、その部分の工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合しているかどうかについての知事の検査(以下「一部完了検査」という。)を申請することができる。	特盛区域に係る規定を追加
--	---	---------------------

	<u>(1) 当該工事に係る一部完了検査を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地のそれぞれが独立して安全に使用し得るとき。</u> <u>(2) 当該工事に係る一部完了検査を受けようとする土地の使用が、他の土地の災害防止に支障がないと認められるとき。</u> <u>(3) その他一部完了検査を行うことについて知事が支障がないと認めるとき。</u> <u>2 前項の申請は、宅地造成又は特定盛土等の工事一部完了検査申請書（別記第16号様式）を知事に提出することにより行わなければならない。</u> <u>3 土石の堆積に関する工事について法第12条第1項の許可又は法第30条第1項の許可を受けた者は、これらの許可に係る工事の一部が完了した場合において、その部分の工事が次の各号のいずれかに該当するときは、その部分の土地について堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについての知事の確認（以下「一部完了確認」という。）を申請することができる。</u> <u>(1) 当該工事に係る一部完了確認を受けようとする土地について、堆積した全ての土石を除却するものであるとき。</u> <u>(2) 当該工事に係る一部完了確認を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地のそれぞれが独立して安全に使用し得るとき。</u> <u>(3) 当該工事に係る一部完了確認を受けようとする土地の使用が、他の土地の災害防止に支障がないと認められるとき。</u> <u>(4) その他一部完了確認を行うことについて知事が支障がないと認めるとき。</u> <u>4 前項の申請は、土石の堆積の工事一部完了確認申請書（別記第17号様式）を知事に提出することにより行わなければならない。</u> <u>5 知事は、一部完了検査又は一部完了確認の結果、当該一部完了検査に係る部分の工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合し、又は当該一部完了確認に係る部分の土地について堆積されていた全ての土石の除却が行われたと認めた場合においては、それぞれ工事一部完了検査済証（別記第18号様式）又は工事一部完了確認済証（別記第19号様式）を申請者に交付するものとする。</u>	・省令様式を参考とし、様式は2種類とする（省令様式第9号・11号）。 ・中間検査でも工区を分割した申請が想定されるが、一部中間検査という概念はないため規定不要
--	--	---

(法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付) <u>第 13 条</u> 省令第 88 条に規定する書面の交付を受けようとする者は、<u>証明</u> <u>願 (別記第 11 号様式)</u> を知事に提出しなければならない。 (土地の試掘等の許可証の様式) <u>第 14 条</u> 法第 7 条第 2 項の規定により、試掘等を行おうとする者が携帯しなければならない許可証の様式は、<u>別記第 12 号様式</u> とする。 (身分証明書の様式) <u>第 15 条</u> 法第 7 条第 1 項 (法第 24 条第 2 項及び第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。) 及び第 2 項に規定する証明書の様式は、<u>別記第 13 号様式</u> とする。 2 前項の規定にかかわらず、職員の身分を示す同項の証明書の様式は、知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則 (令和 4 年京都府規則第 20 号) 別記様式をもつてこれに代えることができる。 (公告の方法) <u>第 16 条</u> 法第 20 条第 5 項 (法第 23 条第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は第 39 条第 5 項 (法第 42 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による公告は、京都府公報に登載するほか、公告の日から 10 日間関係土地付近の適当な場所に掲示して行うものとする。 2 前項に規定する公告には、次に掲げる事項を掲載するものとする。 (1) 知事又はその命じた者若しくは委任した者の職及び氏名 (2) 措置を行う日時及び場所 (3) 措置の内容 (4) その他必要な事項	(法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付) <u>第 14 条</u> 省令第 88 条に規定する書面の交付を受けようとする者は、<u>申請書 (別記第 20 号様式)</u> を知事に提出しなければならない。 (土地の試掘等の許可証の様式) <u>第 15 条</u> 法第 7 条第 2 項の規定により、試掘等を行おうとする者が携帯しなければならない許可証の様式は、<u>土地の試掘等の許可証 (別記第 21 号様式)</u> とする。 (身分証明書の様式) <u>第 16 条</u> 法第 7 条第 1 項 (法第 24 条第 2 項及び第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。) 及び第 2 項に規定する証明書の様式は、<u>身分証明書 (別記第 22 号様式)</u> とする。 2 前項の規定にかかわらず、職員の身分を示す同項の証明書の様式は、知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則 (令和 4 年京都府規則第 20 号) 別記様式をもつてこれに代えることができる。 (公告の方法) <u>第 17 条</u> 法第 20 条第 5 項 (法第 23 条第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は第 39 条第 5 項 (法第 42 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による公告は、京都府公報に登載するほか、公告の日から 10 日間関係土地付近の適当な場所に掲示して行うものとする。 2 前項に規定する公告には、次に掲げる事項を掲載するものとする。 (1) 知事又はその命じた者若しくは委任した者の職及び氏名 (2) 措置を行う日時及び場所 (3) 措置の内容 (4) その他必要な事項	条ずれ 規定整備 条ずれ 様式名の追記 条ずれ 様式名の追記 条ずれ
--	---	--

別記
第1号様式(第2条関係)

宅地造成等に関する工事の承諾書

年 月 日	
使 用 者 様	
<u>土地(工作物)()者</u> 住 所 氏 名	
	
<u>この度あなたが、私の()する土地(工作物)を下記のとおり使用されることを承諾します。</u>	
記	
<u>土地(工作物)の所在及び地番</u>	
<u>使用土地(工作物)の範囲</u>	
<u>使用の内容</u>	

- 備考 1 ()内には、権利の種類を記入してください。
- 2 この承諾書に併せて、承諾者が、法人の場合にあつては代表者がこの承諾書に基づく承諾に係る代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書を添付してください。

別記
第1号様式(第2条関係)

宅地造成等工事施行同意書

年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名

申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可を受けて宅地造成等に関する工事を実施することについて、次のとおり同意します。

物件の種別	物件の所在及び地番	地目又は工作物の種類	権 利 種 類	同 意 の 年 月 日	権利者の住所及び氏名又は名称	印

- 備考 1 「物件の種別」欄は、土地又は工作物のいずれか該当するものを記入してください。
- 2 「権利の種類」欄は、所有権、賃借権、地上権、抵当権等の種類を記入してください。
- 3 「印」欄は、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印してください。
- 4 この同意書に併せて、同意者が、法人の場合にあつては代表者がこの同意書に基づく同意に係る代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書を添付してください。

審査マニュアル(国作成・p38)に基づき作成

備考4については、都計細則5号様式と同じ

(新設)

第2号様式(第2条関係)

営 業 沿 革 調 書

住 所

工事主

氏 名

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革		年 月 日
法令に基づく許可・登録等の 番号及び年月日(建設業法、 宅地建物取引業法その他)		年 月 日
主 要 取 引 金 融 機 関 名		
資 本 金		

備考 「創業後の沿革」欄は、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開、商号
若しくは名称の変更又は資本金額の変更を記載してください。

都計法施行細
則(2号様
式)に合わせ
て作成

(新設)

第3号様式(第2条関係)

工 事 経 歴 書

住 所

工事施行者

氏 名

<u>工 事 名</u>	<u>注 文 者</u>	<u>工事場所の ある都道府 県名</u>	<u>元 請 又 は 下 請 の 区 別</u>	<u>工 事 金 額</u>	<u>着 工 年 月</u> <u>完成又は完成 予定年月</u>

備考 許可申請をしようとする日の属する事業年度の直前の事業年度について記載してく
ださい。

都計法施行細
則（3号様
式）に合わせ
て作成

(新設)

○盛土規制法

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項)の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(設計者の資格)

第二十二條 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。
- (設計者の資格)
- 第三十五條 令第二十二條第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。
- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二條第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

第4号様式(第2条関係)

設計図書を作成した者の資格調査

年 月 日作成

氏 名				
現 住 所				
勤 務 先 (所在地・名称)				
(電話)				
最 終 学 校	学校名 学科名 修業年数 年 卒業 年 月 日 中退			
資 格 該 当 条 文 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号				
資 格 免 許	名 称	技術士	一級建築士	宅地造成及び特定盛土等規制 法施行規則第35条 □第1号ト □第2号
	登録番号等	() 部門 第 号	第 号	
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
実 務 経 歴 土木又は建築の技術	勤 務 先	実 務 内 容	実務に 従事した期間	期間合計
			年 月から 年 月まで	年 月
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 設計者氏名				

備考 1 技術士登録証の写し、一級建築士免許証の写し又は都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習の修了証の写しを添付してください。

2 技術士若しくは一級建築士の資格がない場合又は都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了していない場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号から第4号までに掲げる者に該当することを証する書面を添付してください。

都計法施行細則(6号様式)に合わせ
て作成

第2号様式(第3条関係)

宅地造成等に関する工事の不許可通知書

第 号	
年 月 日	
様	
京都府知事 印	
土地の所在地及び地番	
申請年月日 受付番号	年 月 日 第 号
上記の宅地造成等に係る工事の許可申請は、下記の理由により許可することができませんので、宅地造成及び特定盛土等規制法（第14条第2項・第16条第3項において準用する同法第14条第2項）の規定により通知します。 記 (理 由)	

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第3条関係)

宅地造成等に関する工事の不許可通知書

第 号	
年 月 日	
様	
京都府知事 印	
1 工事を行う土地の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 申請年月日受付番号	年 月 日 第 号
4 申請対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
上記の宅地造成等に係る工事の許可申請は、下記の理由により許可することができませんので、宅地造成及び特定盛土等規制法（第14条第2項・第16条第3項において準用する第14条第2項・第33条第2項・第35条第3項において準用する第33条第2項）の規定により通知します。 記 (理 由)	

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

①特盛区域への規制に対応
②省令の様式に合わせて規定整備(省令様式第6号)

正

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定により協議します。									
年 月 日					協 議 者				
京都府知事 様									
1	工 事 主 住 所 氏 名				電 話 番				
2	設 計 者 住 所 氏 名				電 話 番				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				電 話 番				
4	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番				建 設 業 登 録 年 月 日 第 号				
5	土 地 の 面 積				平方メートル				
6	(1) 盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル				
	(2) 盛土又は切土の土量				立方メートル				
	盛 切 土				立方メートル				
	番 号 構 造 高 さ 延 長				メートル				
	(3) 擁 壁				メートル				
工 事 の 概 要	番 号 種 類 内 の り 寸 法 延 長				メートル				
	(4) 排 水 施 設				センチメートル				
	(5) 崖面の保護の方法				メートル				
	(6) 工事中の危害防止のための措置								
	(7) そ の 他 の 措 置								
	(8) 工事着手予定年月日				年 月 日				

(9) 工事完了予定年月日		年 月 日	
(10) 工程の概要			
7 その他必要な事項			
※ 受 付 欄 年 月 日		※ 決 裁 欄	
第 号		※ 協 議 成 立 番 号 欄 年 月 日	
係員名		第 号 係員名	

(削る)

副

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書

※協議成立通知欄

この協議書及び添付図書に記載の宅地造成等に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項の規定により通知します。

協議成立番号 第 号

年 月 日

京都府知事

印

1	工事主住所氏名		電話	番	
2	設計者住所氏名		電話	番	
3	工事施行者住所氏名	建設業登録	年 月 日 第 号	電話 番	
4	土地の所在地及び地番				
5	土地の面積	平方メートル			
6 工事の概要	(1) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	(2) 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル

(4) 排水施設	番号	種類	内 容	寸 法	延 長
				センチメートル	メートル
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止のため の 措 置					
(7) そ の 他 の 措 置					
(8) 工事着手予定年月日	年	月	日		
(9) 工事完了予定年月日	年	月	日		
(10) 工 程 の 概 要					

7

その他の必要な事項

注意

1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの協議書に添付してください。

3 3欄は、未定の場合は、定めてから工事着手前に届け出てください。

4 7欄は他の法令の認可、許可等を要する場合においてだけ、その認可、許可等の手続の状況を記入してください。

15

(新設)

○（再掲）改正前第8号様式

第3号様式（第4条関係）

正

宅地造成等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定により協議します。									
京都府知事 様					協議者				
1	工事主住所氏名				電話	番			
2	設計者住所氏名				電話	番			
3	工事施行者住所氏名	建設業登録 年 月 日 第 号			電話	番			
4	土地の所在地及び地番								
5	土地の面積	平方メートル							
6 工事の概要	(1) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル							
	(2) 盛土又は切土の土量	盛切土				立方メートル			
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長	メートル	メートル		
	(4) 排水施設	番号	種類	内寸法	延長	センチメートル	メートル		
	(5) 崖面の保護の方法								
	(6) 工事中の危害防止のための措置								
(7) その他の措置									
(8) 工事着手予定年月日	年 月 日								
(9) 工事完了予定年月日	年 月 日								
(10) 工程の概要									
7 その他の必要な事項									
※受付欄	※決裁欄			※協議成立番号欄					
年 月 日	年 月 日			年 月 日					
第 号	第 号			第 号					
係員名	係員名			係員名					

第6号様式（第4条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、次のとおり協議します。									
京都府知事 様					協議者				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)				電話	番			
2	設計者住所氏名				電話	番			
3	工事施行者住所氏名				電話	番			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒							
5	土地の面積	平方メートル							
6	工事着手前の土地利用状況								
7	工事完了後の土地利用								
8	盛土の種類	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土							
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無							
10 工事の概要	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル							
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル							
	(3) 盛土又は切土の土量	盛切土				立方メートル			
		番号	構造	高さ	延長	メートル	メートル		
	(4) 擁壁	番号	構造	高さ	延長	メートル	メートル		
	(5) 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長	メートル	メートル		
	(6) 排水施設					メートル	メートル		
番号		種類	内寸法	延長	センチメートル	メートル			
(7) 崖面の保護の方法									
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法									
(9) 工事中の危害防止のための措置									
(10) その他の措置									
(11) 工事着手予定年月日		年 月 日							
(12) 工事完了予定年月日	年 月 日								
(13) 工程の概要									
11 その他の必要な事項									
※受付欄	※決裁欄			※協議成立番号欄					
年 月 日	年 月 日			年 月 日					
第 号	第 号			第 号					
係員名	係員名			係員名					

注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの協議書に添付してください。
3 11 欄は他の法令の認可、許可等を要する場合においてだけ、その認可、許可等の手続の状況を記入してください。

省令様式に合わせ、宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積の2種類の様式を規定する（省令様式第2号・第4号）。

○（再掲）改正前第8号様式

副

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書

※協議成立通知欄

この協議書及び添付図書に記載の宅地造成等に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項の規定により通知します。

協議成立番号 第 号

年 月 日

京都市知事

印

1	工事主住所氏名	電話	番
2	設計者住所氏名	電話	番
3	工事施行者住所氏名	建設業登録	年 月 日 第 号
4	土地の所在地及び地番	電話	番
5	土地の面積		平方メートル
6	(1) 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル
工事の概要	(2) 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
		番号	構造
		高さ	延長
		メートル	メートル
(3) 擁壁			

(4) 排水施設	番号	種類	内り寸法	延長
			センチメートル	メートル
(5) 崖面の保護の方法				
(6) 工事中の危害防止のための措置				
(7) その他の措置				
(8) 工事着手予定年月日				
(9) 工事完了予定年月日				
(10) 工程の概要				
7 その他必要な事項				

注意

1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの協議書に添付してください。

3 欄は、未定のときは、定めてから工事着手前に届け出てください。

4 欄は他の法令の認可、許可等を要する場合においてだけ、その認可、許可等の手続の状況を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議成立通知書

※協議成立通知欄

この協議書及び添付図書に記載の宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。

協議成立番号 第 号

年 月 日

京都市知事

印

1	土地の所在地及び地番
2	工事主住所氏名
3	許可番号
4	許可対象行為
5	許可期間
6	条 件

(新設)

第7号様式(第4条関係)

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、次のとおり協議します。	
年 月 日	協 議 者
京都府知事 様	
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	電話 番 ()
2 設 計 者 住 所 氏 名	電話 番
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	電話 番
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	緯 度 : 度 分 秒 経 度 : 度 分 秒
5 土 地 の 面 積	平方メートル
6 工 事 の 目 的	
7 工 事 の 概 要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ メートル (2) 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル (3) 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル (4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配 (5) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置

(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	番号	空地の幅 メートル
(7) 空地の設置		
(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
(10) 工事中の危害防止のための措置		
(11) その他の措置		
(12) 工事着手予定年月日	年 月 日	
(13) 工事完了予定年月日	年 月 日	
(14) 工程の概要		
8 そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協 議 成 立 番 号 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員名		係員名
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの協議書に添付してください。 3 8 欄は他の法令の認可、許可等を要する場合においてだけ、その認可、許可等の手続の状況を記入してください。		

土石の堆積に関する工事の協議成立通知書

※協議成立通知欄	この協議書及び添付図書に記載の土石の堆積に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。 協議成立番号 第 号 年 月 日 京都府知事 印
1 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 工 事 主 住 所 氏 名	
3 許 可 番 号	
4 許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
5 条 件	

省令様式に合わせ、宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積の2種類の様式を規定する(省令様式第2号・第4号)。

第4号様式(第5条関係)

宅地造成等に関する工事着手届

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条の規定により届け出ます。

年 月 日

京都府知事 様

住所
工事主
氏名

1 許可・協議成立の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 工事を行う土地の所在地及び地番	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 設計者住所氏名	
5 工事施行者住所氏名	
6 現場管理者	住所氏名 連絡場所 (電話)
※受付欄	

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 工事工程計画表を添付してください。

3 不要な文字は、抹消してください。

第8号様式(第5条関係)

宅地造成等に関する工事着手届

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

京都府知事 様

住所
工事主
氏名

1 許可・協議成立の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 工事を行う土地の所在地及び地番	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 設計者住所氏名	
5 工事施行者住所氏名	
6 現場管理者	住所氏名 連絡場所 (電話)
※受付欄	

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 工事工程計画表を添付してください。

3 不要な文字は、抹消してください。

「宅地造成等」は宅造区域のみの定義づけであるため、表現を修正

第5号様式(第7条関係)

宅地造成等に関する工事の変更届

年 月 日 京都府知事 様 届出者 住所 氏名 (電話)	
変更の内容及び理由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
土地の所在地及び地番	

備考 この届出書は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

第9号様式(第7条関係)

宅地造成等に関する工事の変更届

年 月 日 京都府知事 様 届出者 住所 氏名 (電話)	
変更の内容及び理由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
土地の所在地及び地番	

備考 この届出書は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

○盛土規制法施行規則

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。))が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

特盛区域への
規制に対応
(理由は同上)

第6号様式(第7条関係)

現場管理者変更届

京都府知事 様		年 月 日
工事主住所 (工事施行者)氏名 (電話)		
現場管理者 氏名	新	(電話)
連絡場所	旧	(電話)
許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
土地の所在地 及び地番		
変更の理由		

第7号様式(第7条関係)

許可工事の中止・再開・廃止届

京都府知事 様		年 月 日
工事主住所 氏名 (電話)		
届出の内容及 び理由		
許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
土地の所在地 及び地番		

備考 不用な文字は、抹消してください。

第10号様式(第7条関係)

現場管理者変更届

京都府知事 様		年 月 日
工事主住所 (工事施行者)氏名 (電話)		
現場管理者 氏名	新	(電話)
連絡場所	旧	(電話)
許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
土地の所在地 及び地番		
変更の理由		

第11号様式(第7条関係)

許可工事の中止・再開・廃止届

京都府知事 様		年 月 日
工事主住所 氏名 (電話)		
届出の内容及 び理由		
許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
土地の所在地 及び地番		

備考 不用な文字は、抹消してください。

号ずれ

号ずれ

第8号様式(第8条関係)

正

宅地造成等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項の規定により協議します。

年 月 日

京都府知事 様

協議者

1 土地の所在及び地番					
2 土地の面積		平方メートル			
3 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	(2) 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(4) 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長
				センチメートル	メートル
	(5) 崖面の保護の方法				
(6) 工事中の危険防止の ための措置					
(7) そ の 他 の 措 置					
(8) 工 程 の 概 要					
4 宅地造成等に関する工事 の協議成立年月日及び番号		年 月 日 第 号			
5 変 更 の 理 由					
6 そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 変更協議成立番号欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員名			係員名		

(削る。)



宅地造成等に関する工事の変更協議成立通知書

※ 協議成立通知欄	この協議書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項の規定により通知します。					
	変更協議成立番号 第 号 年 月 日 協議者 京都府知事					
1	土地の所在地及び地番					
2	土地の面積 平方メートル					
3 工事の概要	(1)	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル		
	(2)	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
			切 土	立方メートル		
	(3)	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	(4)	排水施設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長
					センチメートル	メートル
	(5)	崖面の保護の方法				
(6)	工事中の危害防止のための措置					
(7)	その他の措置					
(8)	工程の概要					
4	宅地造成等に関する工事の協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号					
5	変更の理由					
6	その他の必要な事項					
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。 3 6欄は、宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。						

(新設)

○ (再掲) 改正前第8号様式

第8号様式(第8条関係)

正

宅地造成等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項の規定により協議します。 年 月 日 京都府知事 様					
協議者					
1 土地の所在及び地番					
2 土地の面積 平方メートル					
工事の概要	(1) 盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル				
	(2) 盛土又は切土の土量 盛 土 立方メートル				
	切 土 立方メートル				
	(3) 擁 壁 番 号 構 造 高 さ 延 長				
	メートル				
	メートル				
	メートル				
	(4) 排水施設 番 号 種 類 内のり寸法 延 長				
	センチメートル				
	メートル				
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危険防止のための措置					
(7) その他の措置					
(8) 工程の概要					
4 宅地造成等に関する工事の協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号					
5 変更の理由					
6 その他必要な事項					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 変更協議成立番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員名				係員名	

第12号様式(第8条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項又は第35条第3項の規定により、次のとおり協議します。 年 月 日 京都府知事 様						
協議者						
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		電話 番				
2 設計者住所氏名		電話 番				
3 工事施行者住所氏名		電話 番				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		緯度: 度 分 秒 経度: 度 分 秒				
5 土地の面積		平方メートル				
6 工事着手前の土地の利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛土の種類		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9 土地の地形		渓流等への該当 有・無				
工事の概要	(1) 盛土又は切土の高さ		メートル			
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル			
	(3) 盛土又は切土の土量		盛 土 立方メートル			
	切 土		立方メートル			
	(4) 擁 壁		番 号 構 造		高 さ 延 長	
			メートル		メートル	
	(5) 崖面崩壊防止施設		番 号 構 造		高 さ 延 長	
			メートル		メートル	
(6) 排水施設		番 号 種 類		内のり寸法 延 長		

省令様式に合わせ、宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積の2種類の様式を規定する(省令様式第7号・第8号)。

				センチメートル	メートル
(7) 崖面の保護の方法					
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法					
(9) 工事中の危険防止のための措置					
(10) そ の 他 の 措 置					
(11) 工事着手予定年月日					
(12) 工事完了予定年月日					
(13) 工 程 の 概 要					
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
12 変 更 の 理 由					
13 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号				
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄			※ 変更協議成立番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員名				係員名	
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 1 欄から10欄までは、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。 3 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

○（再掲）改正前第8号様式

副

宅地造成等に関する工事の変更協議成立通知書

※ 協議成立通知欄	この協議書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項の規定により通知します。				
	変更協議成立番号 第 号 年 月 日 協議者 京都府知事				
3 工 事 の 概 要	1 土地の所在地及び地番				
	2 土地の面積 平方メートル				
	(1) 盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル				
	(2) 盛土又は切土の土量 盛 土 立方メートル 切 土 立方メートル				
	(3) 擁 壁 番 号 構 造 高 さ 延 長 メートル メートル				
	(4) 排 水 施 設 番 号 種 類 内のり寸法 延 長 センチメートル メートル				
	(5) 崖面の保護の方法				
	(6) 工事中の危害防止のための措置				
	(7) そ の 他 の 措 置				
	(8) 工 程 の 概 要				
	4 宅地造成等に関する工事の協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号				
	5 変 更 の 理 由				
	6 そ の 他 必 要 な 事 項				
	注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。 3 6欄は、宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議成立通知書

※ 協議成立通知欄	この協議書及び添付図書に記載の宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。				
	変更協議成立番号 第 号 年 月 日 協議者 京都府知事				
1 土地の所在地及び地番					
2 工事主住所氏名					
3 許可番号					
4 許可対象行為			宅地造成 ・ 特定盛土等		
5 許可期間			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
6 条 件					

(新設)

第13号様式（第8条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項又は第35条第3項の規定により、次のとおり協議します。		
年 月 日		
京都府知事 様		
協議者		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	電話	番
2 設計者住所氏名	電話	番
3 工事施行者住所氏名	電話	番
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
7 工事の概要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	(5) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	(7) 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	(10) 工事中の危害防止のための措置	

省令様式に合わせ、宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積の2種類の様式を規定する（省令様式第7号・第8号）。

(11) その他の措置		
(12) 工事着手予定年月日	年	月 日
(13) 工事完了予定年月日	年	月 日
(14) 工程の概要		
8 土石の堆積に関する工事の協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号	
9 変 更 の 理 由		
10 そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 変更協議成立番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員名		係員名
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 1 欄から 7 欄までは、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。 3 10 欄は、土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

省令様式に合わせて作成
(省令様式第 8 号)

(新設)

○盛土規制法施行規則

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等(法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。)に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量

四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

土石の堆積に関する工事の変更協議成立通知書

※ 協 議 成 立 通 知 書	この協議書及び添付図書に記載の土石の堆積に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。	
	変更協議成立番号 第 _____ 号	
	_____ 年 月 日	
	協議者 _____	
		京都府知事 _____ 印
1 土地の所在地及び地番		
2 工事主住所氏名		
3 許可番号		
4 許可期間		(自) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (至) _____ 年 _____ 月 _____ 日
5 条 _____ 件		

(新設)

○盛土規制法施行規則（再掲）

（定期の報告）

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定期の報告の報告事項）

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量

四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

第14号様式（第9条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法					第19条第1項 第38条第1項		の規定により、					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、次のとおり報告します。												
年 月 日												
京都府知事 様												
住所 氏名 (電話)												
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)												
2 設計者住所氏名												
3 工事施行者住所氏名												
4 土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)					緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒							
5 工事の許可年月日及び許可番号 ※ 工事の協議成立年月日及び番号												
6 報告年月日					1回目		2回目		3回目		4回目	
					年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
7 報告時点における盛土又は切土の高さ					メートル		メートル		メートル		メートル	
8 報告時点における盛土又は切土の面積					平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル	
9 報告時点における盛土又は切土の土量					立方メートル		立方メートル		立方メートル		立方メートル	
10 報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況												

注 1 5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。

2 報告時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

法改正に伴う
様式追加

(新設)

第15号様式（第9条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法					〔第19条第1項 第38条第1項〕		の規定により、	
土石の堆積に関する工事について、次のとおり報告します。								
年 月 日								
京都府知事 様								
住所 _____ 氏名 _____ (電話 _____)								
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)								
2 設計者住所氏名								
3 工事施行者住所氏名								
4 土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)					緯度： _____ 度 _____ 分 _____ 秒 経度： _____ 度 _____ 分 _____ 秒			
5 工事の許可年月日及び許可番号 ※ 工事の協議成立年月日及び番号								
6 報告年月日					1回目	2回目	3回目	4回目
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
7 報告時点における土石の堆積の高さ					メートル	メートル	メートル	メートル
8 報告時点における土石の堆積の面積					平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
9 報告時点における堆積されている土石の土量					立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル
10 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量								

注 1 5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。

2 報告時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

法改正に伴う
様式追加

第9号様式(第12条関係)

宅地造成等に関する工事の一部完了検査申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第12条第1項の規定による検査を申請します。

年 月 日

京都府知事 様

工事主 住 所
氏 名

(電話)

許可・協議成立の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事の一部完了 年 月 日	年 月 日
工事が一部完了 した土地の所在 地 及 び 地 番	
申 請 の 理 由	
工事施行者 住 所 氏 名	建設業登録 年 月 日 第 号
現場管理者 住 所 氏 名	

備考 1 この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面を添付してください。
2 不要な文字は、抹消してください。

第16号様式(第13条関係)

宅地造成又は特定盛土等の工事一部完了検査申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第13条第1項の規定による検査を次のとおり申請します。

年 月 日

京都府知事 様

工事主 住 所
氏 名

(電話)

許可・協議成立の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事の一部完了 年 月 日	年 月 日
工事が一部完了 した土地の所在 地 及 び 地 番	
申 請 の 理 由	
工事施行者 住 所 氏 名	
現場管理者 住 所 氏 名	

備考 1 この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面を添付してください。
2 不要な文字は、抹消してください。

省令様式に合わせ、宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積の2種類の様式を規定する(省令様式第9号・第11号)。

(新設)

○盛土規制法

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

第 17 号様式 (第 13 条関係)

土石の堆積の工事一部完了確認申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 13 条第 1 項の規定による確認を次のとおり申請します。	
年 月 日	
京都府知事 様	
工事主 住 所 氏 名 (電話)	
許可・協議成立の 年 月 日 及び 番号	年 月 日 第 号
工事の一部完了 年 月 日	年 月 日
工事が一部完了 した土地の所在 地 及 び 地 番	
申 請 の 理 由	
工事施行者 住 所 氏 名	
現場管理者 住 所 氏 名	

備考 1 この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面を添付してください。
2 不要な文字は、抹消してください。

省令様式に
合わせ、宅地
造成又は特定
盛土等と土石
の堆積の 2 種
類の様式を
作成
(省令様式第
9 号・第 11
号)

第 10 号様式(第 12 条関係)

宅地造成等に関する工事の一部検査済証

第 年 月 日 印	
京都府知事	
下記の宅地造成等に係る工事は、添付図面に明示した部分について検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 1 項の規定に適合していることを証明します。	
記	
許可・協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号
検査した土地の所在地及び地番	
工事主住所氏名	
工事一部完了検査年月日	
検査員職氏名印	印

(新設)

第 18 号様式 (第 13 条関係)

工事の一部完了検査済証

第 年 月 日 印	
京都府知事	
下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、添付図面に明示した部分について検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定に適合していることを下記のとおりに証明します。	
記	
許可・協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号
検査した土地の所在地及び地番	
工事主住所氏名	
工事一部完了検査年月日	
検査員職指名	

第 19 号様式 (第 13 条関係)

工事一部完了確認済証

第 年 月 日 印	
京都府知事	
下記の土石の堆積に係る工事は、添付図面に明示した部分について確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されていたことを下記のとおりに証明します。	
記	
許可・協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認した土地の所在地及び地番	
工事主住所氏名	
工事一部確認年月日	
確認員職指名	

同上

同上

第 11 号様式(第 13 条関係)

証 明 願

建築基準法 第 6 条第 1 項
第 6 条の 2 第 1 項 の規定による確認済証の交付

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 第 3 条第 1 項
第 4 条第 1 項 の規定による認定

を受けるため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、下記の宅地造成等に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証明願います。

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住 所
氏 名

記

工 事 主 住 所 氏 名	
工事をした土地の所在地及び地番	
許可・協議成立の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
工事の検査済証の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
そ の 他 必 要 な 事 項	

第 号

上記願い出のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府知事



第 20 号様式 (第 14 条関係)

申 請 書

建築基準法 第 6 条第 1 項
第 6 条の 2 第 1 項
第 88 条 (第 1 項・第 2 項) において準用する
同法第 6 条第 1 項
第 88 条 (第 1 項・第 2 項) において準用する
同法第 6 条の 2 第 1 項 の規定による
確認済証の交付

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 第 3 条第 1 項
第 4 条第 1 項 の規定による認定

を受けるため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、下記の土地における建築物又は予定建築物等に係る建築等の計画が同条に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住 所
氏 名

記

工 事 主 住 所 氏 名	
申請に係る土地又は予定建築物等の所在地	
証 明 区 分	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の許可を受ける必要がないことの証明 (2) その他
許可番号 (変更許可番号)	年 月 日 第 号 (年 月 日 第 号)
許可・協議成立の年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事の検査済証の年月日及び番号	年 月 日 第 号
そ の 他 必 要 な 事 項	

備考 1 「証明区分」欄は、該当する区分の番号を○印で囲んでください。(2)を選択した場合は、許可番号等を該当欄に記載してください。

2 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

第 号

上記申請のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府知事



証明区分の追加に伴う改正及び規定整備

都市計画法施行細則（昭和 46 年京都府規則第 45 号）の一部改正（第 3 条関係） 新旧対照表

現行	改正後	備考
(開発行為許可申請書の添付図書) 第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。） 第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「施行規則」という。）第 16 条第 1 項に規定する開発行為許可申請書に施行規則に規定する添付図書のほか、次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第 4 号から第 8 号までに掲げる図書については、自己の居住の用に供するとき、自己の業務の用に供する場合で開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のとき又は知事が必要でないことを認めたときは、この限りでない。 (1) 工事計画概要書（別記第 1 号様式） (2) 開発区域内の土地又はその土地に存する工作物の登記事項証明書及び登記所に備えてある図面の写し (3) 法人にあつては印鑑証明書、個人にあつては印鑑登録証明書 (4) 工事を施行する資金が確保されていることを証する書類 (5) 法人にあつては、登記事項証明書 (6) 許可申請をしようとする日の属する年の直前 2 年の各年度における、法人にあつては法人税の、個人にあつては所得税の、納付すべき額及び納付済額を証する書類 (7) 営業沿革調書（別記第 2 号様式） (8) 工事施行者の工事経歴書（別記第 3 号様式）、建設業の許可を受けていることを証する書類及び登記事項証明書 (9) その他知事が必要と認める図書 第 2 条 法第 30 条第 2 項の規定により開発行為許可申請書に添付する図書の様式は、施行規則第 16 条第 5 項及び前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 施行規則第 16 条第 2 項による設計説明書（別記第 4 号様式） (2) 施行規則第 17 条第 1 項第 3 号による施行に係る権利者の同意書（別記第 5 号様式） (3) 施行規則第 17 条第 1 項第 4 号による設計者の資格証明書（別記第 6 号様式）	(開発行為許可申請書の添付図書) 第 1 条 略 第 2 条 略	

(開発行為の変更の許可等) 第3条の3 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、施行規則第28条の3に規定する図書のほか、第1条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。 3 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出をしようとする者は、開発行為変更届出書（別記第8号の2様式）を知事に提出しなければならない。 4 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により、変更の協議をしようとする者は、開発行為変更協議書（別記第8号の3様式）を知事に提出しなければならない。 5 前項の協議書には、前条第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。 (建築制限等の解除の承認申請) 第3条の4 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、建築制限等解除承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。	(開発行為の変更の許可等) 第3条の3 略 (建築制限等の解除の承認申請) 第3条の4 略	
--	---	--

別記
第1号様式(第1条関係)

工 事 計 画 概 要 書

住所
設計者
氏名

1	切土又は盛土 をする土地の 面積			切土の面積	平方メートル		
		平方メートル		盛土の面積	平方メートル		
2	切土又は盛土 の土量	切土	立方メートル	搬入土量	立方メートル		
		盛土	立方メートル	搬出土量	立方メートル		
3	擁壁	番号	構造	高さ	延長 メートル		
4	排水施設	河川・水路等	番号	種類	内のり寸法 メートル		
		下水道	ミリメートル		ミリメートル	ミリメートル	合計延長 メートル
			管径 メートル		管径 メートル	管径 メートル	
			延長		延長	延長	
			材料		材料	材料	

5	道路	幅員 メートル	幅員 メートル	幅員 メートル	幅員 メートル	幅員 メートル	幅員 メートル
		延長 メートル	延長 メートル	延長 メートル	延長 メートル	延長 メートル	延長 メートル
		路面工法					道路面積合計 平方メートル

6	公園、広場、緑地	ア() 平方メートル	イ() 平方メートル	ウ() 平方メートル	エ() 平方メートル

7	消防用に供する 貯水施設	ア貯水槽 (箇所) 縦 メートル } 容量 横 メートル } 立方 深さ メートル } メートル		イ消火栓 (箇所) 管 径 ミリメートル 1分間給水量 立方メートル 連続40分間給水 可 否	ウ池、沼、川 (箇所) 常時貯水量 立方メートル 1分間給水量 立方メートル 連続40分間給水 可 否

8	がけ面の保護の方法	
9	工事の危害防止のための措置	
10	その他の措置	
11	工 程 の 概 要	

備考 1 4の排水施設「種類」は、側溝、水路、河川等の別に記載してください。
2 6の()内は、公園、広場、緑地等の別を記載してください。

別記
第1号様式(第1条関係)

工 事 計 画 概 要 書

住所
設計者
氏名

1	盛土又は切土 の高さ			メートル	
2	盛土又は切土 をする土地の 面積	平方メートル		盛土の面積	平方メートル
				切土の面積	平方メートル
3	盛土又は切土 の土量	盛土	立方メートル	搬入土量	立方メートル
		切土	立方メートル	搬出土量	立方メートル
4	擁壁	番号	構造	高さ	延長 メートル
5	崖面崩壊防止 施設	番号	構造	高さ	延長 メートル
6	排水施設	河川・水路等	番号	種類	内のり寸法 メートル

7	道路	管径 ミリメートル	管径 ミリメートル	管径 ミリメートル	合計延長 メートル
		延長 メートル	延長 メートル	延長 メートル	
		材料	材料	材料	
8	公園、広場、緑地	幅員 メートル	幅員 メートル	幅員 メートル	幅員 メートル
		延長 メートル	延長 メートル	延長 メートル	延長 メートル
路面工法		道路面積合計 平方メートル			

9	消防用に供する 貯水施設	ア貯水槽 (箇所) 縦 メートル } 容量 横 メートル } 立方 深さ メートル } メートル		イ消火栓 (箇所) 管 径 ミリメートル 1分間給水量 立方メートル 連続40分間給水 可 否	ウ池、沼、川 (箇所) 常時貯水量 立方メートル 1分間給水量 立方メートル 連続40分間給水 可 否

10	崖面の保護の方法	
11	崖面以外の地表面の保護の方法	
12	工事の危害防止のための措置	
13	その他の措置	
14	工程の概要	

備考 1 1欄は、盛土又は切土(盛土と切土とを同時にする場合は、当該盛土及び切土)をする前後の地盤面の標高の差を記載してください。
2 6欄の排水施設「種類」は、側溝、水路、河川等の別に記載してください。
3 8欄の()内は、公園、広場、緑地等の別を記載してください。

盛土規制法の
規制開始に伴
う改正

用語修正【規定
整備】

切土又は盛土
→盛土又は切土
がけ面 →
崖面

盛土規制法の
許可申請書の「
工事の概要」欄
に記載の項目の
うち、改正前様
式にない項目を
表に追加

※都市計画法の
開発許可が盛土
規制法のみなし
許可扱いとなる
ことに伴う改正

【規定整備】

<追加項目>

1 盛土又は切
土の高さ

5 崖面崩壊防
止施設

11 崖面以外の
地表面の保護
の方法

新規記載項
目に係る注意
事項

表の項目追

		加に伴う引用 項番ずれ【規 定整備】
--	--	--------------------------

第4号様式（第2条関係）

設 計 説 明 書 （ 表 ）

住 所

設計者

氏 名

施行地域の所在地		事業主 氏 名	
1 方針 設定の	事業の目的		
	基本計画		
	工事中の災害防止計画		
2 開発区域 内の土地の 現況	土地の現況	市街化区域 用途地域 (地域)	旧宅地造成工事規制区域 風致地区() 旧宅地造成工事規制区域 風致地区() 砂防指定地() 都市計画街路() 近郊緑地保全区域 保安林()
		市街化調整区域	
		区分宅地	農地
	地目別概要	面積	平方メートル
		割合	%
		割合	100%
	所有別概要	区分	自己所有地
		面積	平方メートル
		割合	%

利用計画	3	区内の土地	区分	住宅用地	公共の用に供する空地	住宅用地以外の宅地	未利用地	河川水路その他の用地	計		
		面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
		割合	%	%	%	%	%	%	100		
4	公共施設整備計画	公共の用に供する空地	区分	道路	河川	公園広場等	水路	下水道	運河	消防貯水施設	計
			面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
			割合	%	%	%	%	%	%	%	100
			管理者となるべき者								
			土地の帰属								
	上記以外の公共施設用地	区分	取付け道路				その他の用地		計		
		面積	平方メートル				平方メートル		平方メートル		
		管理者となるべき者									
		土地の帰属									
計画	5	街区設定	街区の基本計画								
			個人住宅用地の規模	100平方メートル未満	100平方メートル以上 150平方メートル未満	150平方メートル以上 200平方メートル未満	200平方メートル以上 250平方メートル未満	250平方メートル以上	計		

第4号様式（第2条関係）

設 計 説 明 書 （ 表 ）

住 所

設計者

氏 名

施行地域の所在地		事業主 氏 名	
1 方針 設定の	事業の目的		
	基本計画		
	工事中の災害防止計画		
2 開発区域 内の土地の 現況	土地の現況	市街化区域 用途地域 (地域)	宅地造成等工事規制区域 砂防指定地() 宅地造成等工事規制区域 砂防指定地() 特定盛土等規制区域 風致地区() 特定盛土等規制区域 風致地区() 造成宅地防災区域 都市計画街路() 造成宅地防災区域 都市計画街路() 保安林()
		市街化調整区域	
		区分宅地	農地
	地目別概要	面積	平方メートル
		割合	%
		割合	100%
	所有別概要	区分	自己所有地
		面積	平方メートル
		割合	%

利用計画 域内の土地	3	区 面 割	分 積 合	住宅用地	公共の用に 供する空地	住宅用地以外 の宅地	未利用地	河川水路そ の他の用地	計			
				平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %			
									100			
公共施設 整備計画	4	公共の用に供す る空地	区 面 割 管理 者とな るべき 者 土地の 帰属	分 積 合	道 路	河 川	公園広 場等	水 路	下 水 道	運 河	消防貯 水設 施	計
				平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %	平方メ ートル %
												100
	上記以外 の公共 施設用 地	区 面 管理 者とな るべき 者 土地の 帰属	分 積 合	取 付 け 道 路	そ の 他 の 用 地				計			
			平方メ ートル %						平方メ ートル %			
計画 街区 設定	5	街区の基本計画										
	個人住宅用地 の規模	100平方メー トル未満	100平方メー トル以上 150平方メー トル未満	150平方メー トル以上 200平方メー トル未満	200平方メー トル以上 250平方メー トル未満	250平方メー トル以上	計					

盛土規制法の
規制開始に伴
う改正

土地の現況欄の
区域名称の削
除・追加【規
定整備】

旧宅地造成工事
規制区域

盛土規制法に
よる規制区域
設置に伴い、
同法改正によ
る経過措置が
終了となるた
め削除

宅地造成等工事
規制区域
特定盛土等規制
区域
造成宅地防災区
域

盛土規制法の
規制区域名称
を追加

※うち造成宅地
防災区域は本
府において現
在指定の予定
はないが、規
定整備の一環
として併せて

	同上の宅地数					
(裏)						
6 その他必要な事項	教育施設、医療施設、交通施設、購買施設、汚水終末処理施設、上水道施設、ガス施設					
備考	1 1の「基本計画」は、基本計画の設定に関し特に留意した事項又は設計上考慮した周辺との関係事項について、記載してください。 2 1の「工事中の災害防止計画」は、工事施工中の災害防止計画、方法等について記載してください。 3 2の「土地の現況」は、施行地域が該当するものを□で囲み、()内は種類又は番号を記載してください。 4 2の「地目別概要」の「その他」は、列記の地目に該当しない国有林、保安林、河川水路、道路等の面積の合計を記載してください。 5 3の「未利用地」は、山地、がけのり面等で用途が未定である土地の面積の合計を記載してください。 6 3の「公共の用に供する空地」は、施工地域内においてこの事業により公共の用に供する空地の面積の合計を記載してください。 7 5の「街区の基本計画」は、街区の基本計画設定に関し、特に留意した事項及び街区の基本として計画した長辺、短辺の長さ及び面積を記載してください。 8 6の「その他必要な事項」は、該当するものを□で囲み、1～5で説明の不足しているもの、その他特記すべき事項を記載してください。 9 施行地域を2以上の工区に分けるときは、各工区ごとに2～5を記載してください。					

	同上の宅地数					
(裏)						
6 その他必要な事項	教育施設、医療施設、交通施設、購買施設、汚水終末処理施設、上水道施設、ガス施設					
備考	1 1欄の「基本計画」は、基本計画の設定に関し特に留意した事項又は設計上考慮した周辺との関係事項について、記載してください。 2 1欄の「工事中の災害防止計画」は、工事施工中の災害防止計画、方法等について記載してください。 3 2欄の「土地の現況」は、施行地域が該当するものを□で囲み、()内は種類又は番号を記載してください。 4 2欄の「地目別概要」の「その他」は、列記の地目に該当しない国有林、保安林、河川水路、道路等の面積の合計を記載してください。 5 3欄の「未利用地」は、山地、がけのり面等で用途が未定である土地の面積の合計を記載してください。 6 3欄の「公共の用に供する空地」は、施工地域内においてこの事業により公共の用に供する空地の面積の合計を記載してください。 7 5欄の「街区の基本計画」は、街区の基本計画設定に関し、特に留意した事項及び街区の基本として計画した長辺、短辺の長さ及び面積を記載してください。 8 6欄の「その他必要な事項」は、該当するものを□で囲み、1欄から5欄までで説明の不足しているもの、その他特記すべき事項を記載してください。 9 施行地域を2以上の工区に分けるときは、各工区ごとに2欄から5欄までを記載してください。					

追加

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日までに第 1 条の規定による改正前の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則別記第 1 号様式により作成された書類は、同条の規定による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則別記第 1 号様式により作成された書類とみなす。